

2章 古代2

問題

【1】

解説

【着眼点】

延喜の荘園整理令と延久の荘園整理令との違いとは何か。「何となく違う」というニュアンスでは困るので、その相違を厳密に考えてみよう。史料を参考にしながら、両者のねらいや意義について具体的に考察してほしい。とくに、その背景には「公地公民制から荘園公領制へ」という土地制度上の大きな転換がある。それぞれの法令が出された10世紀初めと11世紀後半とで、荘園をめぐる状況がどう変化していたのか、きちんと理解しておきたい。

【知識の整理】

● 9世紀＝公地公民制の崩壊

律令における土地・人民支配の原則といえば、公地公民制と班田収授法の2つである。しかしこれらは8世紀には早くもほころびを見せ始めていた。その理由としては、人口の増加による口分田の不足（その対応策が三世一身法・墾田永年私財法である）、造籍・班田の困難（古代のこの時期に、6年に1度全国的な事業を行うというのは無理であろう）などが挙げられるが、何よりも大きいのが、税負担の過重による農民の浮浪・逃亡である。彼らは戸籍に登録された本貫地を離れ、初期荘園に逃れて耕作を請け負うようになった。

こうした状況は、9世紀になるとさらに進展する。長期間造籍や班田の行われぬ地域が生じ、庸調などから逃れるために男性を女性と偽る偽籍も横行したため、戸籍は実情とかけ離れたものとなってしまった。そうした中、農民たちの新しい動きが見られた。過重な負担で没落する農民がいる一方で、こうした間隙をぬって富裕化する農民も現れ始めたのである（班田制は、口分田を等しく班給することで富を平等に配分する機能を有していた。それが不全となったことで、階層分化が顕在化したのである）。郷戸主の系譜を引く者も多かったが、中には浮浪人から富裕農民となる者もいた。彼らは初期荘園で権門勢家に寄住していたが、そこで技術や富を蓄積していった。初期荘園自体は9世紀には律令の衰退とともに消滅したが、ここから浮浪人たちの独自の活動が始まる。彼らは身につけた技術を駆使し、班田制の後退によって生じた無主田に勝手に入り込んで私営田経営を始めた。さらには私出挙などを通じて周辺農民をも組織して、「富豪の輩」と呼ばれる有力農民に成長していったのである。

それとともに彼らは、中央の院宮王臣家（天皇と結んだ特権的な皇族・貴族）との関係も強めた。院宮王臣家が富豪の輩に注目して農業生産の把握に努めた一方、富豪の輩も課役を逃れるため、彼らに寄進を行った。これが荘園の始まりである。こうして公地公民の原則は完全に崩壊し、それとともに税収も減少して国家財政は悪化の途をたどっていくこととなった（なお、こうした状況を説明したのが「三善清行意見封事十二箇条」である）。

● 10世紀初め＝醍醐天皇の改革と延喜の荘園整理令

こうした中、醍醐天皇は一連の改革を行った。その中心が延喜の荘園整理令である。

《史料》 延喜の荘園整理令

太政官符す

応に勅旨開田并びに諸院諸宮及び五位以上の、百姓の田地舎宅を買ひ取り、閑地荒田を占請することを停止すべきの事

右、案内を検ずるに、頃年勅旨開田遍く諸国に在り。…加^{しかのみならず}之^あ新たに庄家を立て、多く苛法^{かほう}を施す。課責^{もつと}尤も繁く、威脅耐へ難し。且つ諸国^{かんらん}の奸濫^{あらい}の百姓、課役^{のが}を遁れんが為^やに、動もすれば京師^{けいし}に赴きて好みて豪家に属し、或は田地^{あらい}を以て詐りて寄進と称し、…左大臣宣す。勅を奉るに…宜しく当代以後、勅旨開田は皆悉く停止して民をして負作せしめ、其の寺社百姓の田地は各公驗^{おのおのくげん}に任せて本主に還し与ふべし。(後略)

延喜二年三月十三日(『類聚三代格』)

「諸国の奸濫の百姓」とは、富豪の輩のことである。彼らは課役を逃れるために京に赴き、「豪家」(院宮王臣家)に寄進を行っているという。それゆえこれを停止し、その結びつきを断つことがこの法令のねらいであった。それは、律令の再建をめざしたものである。問題文の史料を見てほしい。整理令を発した同年(902年)には、班田を実施して12年1班の励行を確認している。荘園の整理は班田制の再建と連動したものであった。また、895(寛平7)年には国司が租税の貢進を請け負う体制を推進したとある。つまり、農民から租庸調を徴収する律令税制を再建し、国家財政を建て直すことが醍醐天皇の目論みだったのである。

しかし、結果は失敗に終わる。改革の実施過程で、班田制によって財政を維持していくことは不可能なことがあって明らかになった。この後、醍醐天皇の子の朱雀天皇の下で、藤原忠平を中心に大胆な税制改革が進められた。戸籍に基づく徴税を諦め、有力農民に名田を請け負わせ、土地を基準に課税を行う体制(負名体制)が作られることになった。

● 11世紀＝寄進地系荘園の発達

この税制の大転換に合わせて、地方の状況も一変した。まず、徴税請負人として地方政治を委任された国司の権限が強まった。その地位は利権化し、受領^{ずりよう}(任国に赴いた国司の中で最上級の長)の中には私利私欲のために暴政を行って農民に訴えられる者も現れた(藤原元命の暴政を訴えた「尾張国郡司百姓等解(文)」が988(永延2)年であることに注目してほしい。税制転換の直後の時期である)。その一方で、有力農民も大規模経営者として成長していく。富豪の輩は名田を請け負う田堵となり、さらには多数の名田を請け負う大名田堵となる者も現れた。そして彼らは、山林原野の開発を進め、11世紀になると開発領主と呼ばれるようになった。こうした中、国司と開発領主との利害の対立は決定的となる。徴税を強化しようとする国司に対し、開発領主は中央の権門勢家に寄進を行って領家と仰ぎ、自らは荘官として支配権を維持しようとした。領家はさらに上級の本家に寄進し、こうして寄進地系荘園が成立した。荘園には領主の権威によって様々な特権が与えられた。租税を免除する不輸の権は10世紀から見られたものであるが、11世紀に入って国司と開発領主の対立が激しくなると、国司の送り

込む検田使の立ち入りを拒否する不入の権も認められるようになった。こうした不輸・不入の特権の拡大により、荘園は国家の支配から離れ、土地・人民の私的支配が進んだのである。

● 11世紀後半＝延久の荘園整理令と荘園公領制の確立

荘園の増加は税収の減少を意味するため、朝廷はたびたび荘園整理令を発して取り締まった。しかしその内容は、延喜の荘園整理令のように荘園を全面的に否定するものではなくてきている。問題文にある1045(寛徳2)年の寛徳の荘園整理令を見ると、前任国司の在任中の新立荘園を禁止するとあり、より一層の荘園の増加をくい止めるためのものであったことがわかるが、逆にいえばそれ以前の荘園は容認しているのである。荘園と公領との共存の道を模索し始めているといってもいいだろう。

そしてこれを継承したのが、後三条天皇の延久の荘園整理令(1069年)である。従来の荘園整理が国司の手に任されていたため、荘園整理が思いどおりに進まなかったのに対し、後三条天皇は天皇直属の記録荘園券契所を設置して厳しく審査したこと、その結果摂関家の荘園も例外なく整理が進んだことなどは理解しているだろうが、意義はそれだけに留まらない。問題文にあるように記録荘園券契所では券契を審査しただけでなく、荘園の所在と領主、田畠の面積なども報告させたのである。ここには荘園と公領との境界を明確にしようという意図がうかがわれる。つまり、延久の荘園整理令は寛徳の意向を引き継いで荘園の存在を認めつつ、公領との共存をさらに進めようとしていたのである(こうした観点から考えてみると、延久の荘園整理令の成否はまったく違ったものとして見える。教科書には「たとえば石清水八幡宮領では、34カ所の荘園のうち、21カ所だけが認められ、残りの13カ所の権利がすべて停止された」などとの記述があり、これに対して13カ所も停止したのだから成功だ、いや、21カ所も荘園が残ったのだから失敗だといった議論を聞いたことがあると思う。しかし、数が問題なのではない。21カ所の荘園と13カ所の公領とが明確に区分されたことに意味があるのである)。

11世紀以降、公領内でも土地区分の再編成が進む。開発領主の勢力範囲に合わせて郡・郷・保が置かれ、彼らを郡司・郷司・保司に任命して徴税を請け負わせた。すなわち、公領も荘園とまったく同じ私的体系によって構成されるようになったのである。こうした土地領有体制を荘園公領制といい、12世紀には確立したと考えられる。しかし、その志向はすでに延久の荘園整理令に現れ、荘公境界を明確化することで、その成立の基盤を用意したといえよう。

【解答のポイント】

(1)延喜の荘園整理令(902年、醍醐天皇)

- ①背景：班田制の後退⇒富豪の輩の出現⇒院宮王臣家に寄進
- ②結果：不徹底に終わり、かえって律令の限界が明らかになる

(2)延久の荘園整理令(1069年、後三条天皇)

- ①背景：荘園と公領の併存⇒私的体系への移行
- ②内容：新立荘園・券契不明荘園の停止、荘公境界の明確化
- ③意義：荘園公領制の容認・確立をめざす

解答例

(1)の時期には班田制の後退とともに各地に富豪の輩が出現し、院宮王臣家に対する寄進が行われ始めていた。醍醐天皇はこれらを禁止し、班田を励行して律令体制の再建をはかったが不徹底に終わり、かえって限界が明らかになった。一方(3)の時期には、寄進地系荘園と国衙領とが併存しながら、私的な土地支配が広がりつつあった。後三条天皇はこれを容認して、新立荘園や券契不明荘園を取り締まり、荘公境界を明確化することで、荘園公領制の確立をめざした。

(210字)

【2】

解説

【着眼点】

京都について、古代から中世後期に至るまでの在り方の変遷を追う問題である。1つの事柄が、時代を経るにつれて性格が異なっていく、という視点は、一橋大では頻出である。京都という都市が、各時代において、どのような機能・役割を担っていたのかを順に確認していこう。

【知識の整理】

(1)都城としての平安京

地方から京に上る人々としては、(1)軍備に就く者、(2)賦役としての仕丁、(3)調・庸の運脚夫がある。(1)や(2)の場合は一定期間居住することになるが、(3)の場合は、数日間の滞在であった。(1)の軍備に就く者とは、宮城の警衛であり、農民から徴発された衛士だけでなく、兵衛府に配属される地方豪族の子弟もあった。(2)の仕丁とは、50戸に2人の割合で選ばれた正丁が、京の諸司や封戸の給主に配属され、雑役や種々の労役を行ったものである。平安時代当初は実際に労役が課されていたのが、次第に銭による代納が行われるようになった。

平安京は、こういった、地方から上京している滞在者も含めて構成されていたのである。

(2)市の衰退

律令国家は、平安京の左京と右京にそれぞれ東市と西市を置き、東西市司にこれを監督させた。市司の職掌は、財貨の交易、器物の真偽、度量衡などの非違を調べて正す、ということにあった。平安京の東市と西市は、政府の監督下にある公営の市である。その場所は機械的に定められたもので、とくに地形・地味といった条件を勘案して定められたわけではない。京都が都市として発展する中で、人々が集まるような栄えた地域は別の場所になり、東市と西市はさびれた、というのが、問の答えである主な理由となる。さらに加えて、官営である公設の市ということで、律令に多少厳しい規定があり、それが足枷となったことも一因であろう。

《史料》～関市令第廿七～ 律令のうち関所と市場に関する条項より。

10 凡そ関門は、並に日出でて開け。日入りて閉てよ。

11 凡そ市は、恒に午^{うま}^①の時を以て集れ。日入らむ前に、鼓三度撃ちて散れよ。度毎に各九下^②。

12 凡そ市は、肆^{いちくら}^③毎に標立てて行名^{ぎょうみょう}^④題せ。市の司貨物の時の価に准へて三等に為れ^⑤。十日に一簿為れ。市に在りて案記せよ。季別に各本司^⑥に申せ。

13 凡そ官、私と交関せむ、物を以て価と為らば^⑦、中估の価^⑧に准へよ。即ち懸に臧物^⑨評らむも、亦、之^{かく}の如く。

【語註】 ①正午（昼の12時）前後の約2時間 ②鼓を9回槌で打つこと。

③市中で商品を陳列する場所。店舗。 ④商品の名称

⑤『令義解』によると、品物の種類ごとに品質によって上中下3等に分け、それぞれにつき、実際に交易された値段を上中下3等に分けて記録することである。

⑥左右京職。なお、平安時代中期になると、地方にも市が置かれるようになったため、『令義

解』では、ここに国司も挙げてある。

⑦稲・布などの錢以外のものので交易する時は、その物の中估価による。

⑧市司が案記した中等の価格。估価は、相場の価格。 ⑨盗品など、不法に所有する物品。

平安時代中期から、地方においても、各国衙の付近や交通の要地に国司の監督下の市が次第に発達し、それが恒常化していった。このように市は需要に合わせて発生し、人が集まるとともに発展するのが自然な形といえるが、官設の東西の市は、不自然に形作られたものであったのである。とくに平安京のなかでも西半分当たる右京は、西に行くほど湿地帯であり、人が住むには不適當であったため、自然と早くさびれていった。そのため、市司のうち西市司は早く衰え、官職としても消えていった。一方の東市は繁栄を続けた。しかし、東市の周辺は七条大橋を経ての天津からの交通の行き着くところであり、交通の便もよかったことから平安時代末期頃には自主的な経済活動が活発になり、相対的に東市は衰退していった。

(3)商工業の発展

京都の町における、「新たに発展してきた商工業」とは、鎌倉時代を盛期とする商工業の発展をさす。座の発生は平安時代末期から見られるが、とくに手工業が著しく発展を始めるのは、主には鎌倉時代に入ってからである。

座の発生としては、本所に奉仕するに当たって朝廷や社寺の儀式・法要などで特定の座席を占める雑色や神人などの集団が、俸禄の不足を補うために余暇を利用して営利業に従事し、本所の保護を得たことによる。初期の座は、主に寺社や公家を本所としてそれらに隷属し、貢納や労働奉仕を行ったものである。その代わり、営業・販売の独占権、課税の免除などの特権を本所から受けた。

中世に入ると、本所からの注文を生産するといった形から、市場にプロの専門職人が集まるといった形に座の形態が移行する。商工業のあらゆる分野で、細かな分業体制で座が発生、発展する。そうなる、本所への隷属のためでなく、保護を得るために営業税を払うことになる。<主な座とその本所> (カッコ内が本所)

○柑類座・練絹座・材木座・生魚座・酒麴座 (北野社)

○駕輿^{かよちよう}座 (四府)

○藍座・青苧^{あおそ}座 (三条西家)

○小袖座・帯座 (延暦寺)

○素麵^{そうめん}座 (右京職・中御門家)

(4)町衆の台頭

応仁の乱の前後より、民衆による自治の動きが活発になる。京都・堺といった都市では、町の自治を行い町を動かす町衆が台頭した。町衆の力で、京都の祇園会も再興された。町衆は、室町衆、三条町衆といったように、地域ごとに町名を冠して呼ばれた。町衆の中心は、富裕な商工業者であり、財力をもって、庶民の文化発展に尽した。

【解答のポイント】

(1)

地方農民：調・庸の運脚夫

宮城の警備＝衛士

官庁の雑徭を行う＝仕丁

地方豪族：宮門警備の兵衛

(2)

東西の市→地の利は無視されて置かれていた

→物資は、交通の要地に集積されるようになる

⇒東西の市を介さない流通圏が成立

(3)

座の特徴：座の結成

公家・寺社（＝本所）に隷属⇒貢納・労働奉仕と引き換えに、商売上の特権を得る

↓

中世後期：座の増加

本所から独立

⇒販売網が全国に広がる

(4)

町衆：自治運営

伝統行事の育成

解答例

(1)地方農民が、調・庸の運脚夫の他、宮城の警備をする衛士や、官庁の雑役に従う仕丁として一定期間都に居住した。また地方豪族も、宮門警備の兵衛として住んだ。

(2)東西両市とも地の利を無視して置かれた市であったため、荘園制の発展に伴って多くなった荘園領主への貢納物は、他の交通の要地に集積された。そして商工業者もその地で取引を行った。東西の市を介さない新たな流通圏が築かれていった。(3)商工業者は同業組合である座を結成し、公家・寺社を本所と仰いで彼らに隷属した。そして貢納・労働奉仕などと引き換えに、本所から商売上の特権を得た。しかし、中世後期以降の商品経済の発展の中で座は増加し、座自体も本所から独立した存在になってその販売網は全国に広がっていった。(4)応仁の乱以降、町衆と称される富裕な商工業者が町組を結成し、月行事などの役を置いて町政を自治運営した。彼らは祇園会を復興するなど、伝統行事の育成にもつとめた。

(398字)

添削課題

解説

【着眼点】

東大の問題の解法は、まず、設問が何を問うているのかを正確につかむところから始まる。解答の中心は「10・11世紀に中下級貴族は上級貴族とどのような関係を結んだか。」である。しかし、それだけではない。「そのような関係を結ぶ背景は何か。」「その背景は奈良時代からどのような変化を経て生じたものなのか。」を併せて書かなくてはならない。

実は、どのような関係を結んだかは、リード文の(3)と(4)に書いてある。(4)には清和源氏が出てくるので武士の成長に触れなくてはいけないと思う必要はない。(3)と(4)は同じ構造になっている。

(3)家司として仕える一受領に任せられる一贈り物

(4)侍として仕える一受領に任せられる一物資を提供

中下級貴族は、文であろうと武であろうと撰閥家に仕え、収入の多い受領にしてもらい、収入の一部を撰閥家に納めるという構造が共通して見られる。

したがってこの問題の核心は、設問の中心である「10・11世紀に中下級貴族は上級貴族とどのような関係を結んだか。」よりも、「そのような関係を結ぶ背景」「その背景の形成過程」にあるとよいだろう。

それでは「背景」とは何を書けばよいのだろう。(2)がそれを教えてくれる。「下級貴族は収入の多い地方官になることを望んだ。」の「地方官」を「受領」と置き換えてやると、その前に書いてあることが背景に相当することになる。10世紀に、「地方支配のあり方」「官人の昇進の仕組み」「官人の給与の仕組み」が変質したとある。つまりは、この3点について、(1)を奈良時代の参考にして、どのような変化があったかを述べればよいのである。

	地方支配の在り方	官人の昇進の仕組み	官人の給与の仕組み
奈良時代	A	C	E
10世紀	B	D	F

このような表を作成し考えてみればよい。

【知識の整理】

●地方支配の在り方

律令国家は行政区画として階層的に国・郡・里（後に郷）を設置し、それぞれ国司・郡司・里長（郷になると郷長）を置いて支配させた。国司は中央政府から派遣され、中央政府の監督の下に律令に定められた行政事務を行うものとされた。国司は任期が6年（後に4年）である官吏であるのに対し、郡司はかつて国造といわれた在地の有力者の出身で終身任用であったから、税の徴収や文書の作成などの現地での実務の実権は郡司に握られていた。(⇒A)

しかし、その後、浮浪・逃亡の多発や偽籍によって戸籍・計帳の制度は崩れ、班田も行い得なくなり、律令に基づく国家財政は維持できなくなった。そのため10世紀には、国司に国内の統治を委ねる代わりに一定の税の納入を請け負わせる方式を採用することとなった。国司の徴税請負人化といわれるものである。国司には守・介・掾・目の四等官があり、その職位に応

じて国務に連帯責任を負っていたが、新たな制度の下では国の統治を委ねられたのは任国に赴いた国司の最上席の者であり、それが受領と呼ばれた。

受領は、任国の公田を名に編成し、それを負名に請け負わせることで官物・臨時雑役という、新たな土地に依拠する税収の確保を可能にした。受領は税率についても裁量権を行使したので私財を蓄えることのできる役職となったのである。(⇒B)

ちなみに、律令国家が崩壊して過渡的な国家体制としての王朝国家が成立するという捉え方が一般的で、負名体制は10世紀に始まる前期王朝国家の地方支配の在り方として位置付けられる。しかし、このことに再検討が行われていることも知っておいて損はない。我々が、当然と考えている前記の国司と郡司の関係が、律令体制の本来の在り方なのかということである。終身任用である郡司という在り方は、明らかに律令体制の中では例外的存在であろう。律令国家形成期の時点においては、中央政府はそれ以前の地方支配を温存させその上に乗るという形でしか地方支配を実現することができなかった。律令国家の進展の中で郡司層が衰退し、ようやく10世紀の負名体制の成立により、中央から派遣された官吏である国司による地方の民の直接支配が出来上がった。とするならば10世紀は中央集権国家としての律令体制の完成とも捉えられるのではないかと、という考え方も可能だろう。いずれにせよ、今後ともこうした摂関政治期の検討の問題は繰り返し出されるだろう。

●官人の昇進の仕組み

律令国家創成期の奈良時代には、上級貴族の特権である蔭位の制もあったにせよ、(1)で大伴家持が国司となって赴任したという例が挙げられているように、官位相当の制の枠組みの中で比較的幅広く位階や官職の移動が行われたと思われる。(⇒C)

条件文(1)に出てくる大伴家持について見てみよう。

大伴家持は745(天平17)年に従五位下となり、宮内少輔・越中守を歴任、749(天平勝宝元)年に従五位上に昇って少納言・兵部少輔・兵部大輔・右中弁・因幡守・信部大輔・薩摩守・大宰少弐・民部少輔と次々に官職に就き、770(宝亀元)年に正五位下、翌年に従四位下で左中弁・相模守・左京大夫兼上総守・衛門督・伊勢守を歴任、777(宝亀8)年に従四位上、翌年には正四位下・参議右大弁・右京大夫兼春宮大夫、781(天応元)年に正四位上で左大弁春宮大夫、この年に従三位となって生涯の最高の位階に達する。従五位下から従三位になるまで36年の年月が経っている。その間役職も多岐にわたっている。大伴氏ほどではないにせよ、藤原氏も、武智麻呂は近江守、宇合は常陸守、仲麻呂は近江守、百川は河内守、種継は美作守、紀伊守(兼任)、山背守(兼任)、下総守(兼任)になっている。

しかし、摂関政治の時代になると、藤原氏の他氏排斥に見られるように、政権の門閥貴族化、固定化が推し進められる。このことは、それ以下の律令官人の官職の固定化にもつながる。政権の頂点に立った摂政・関白は官吏の任免に大きな影響力を持つとともに、官人の昇進の速さや限度は家柄などによってほぼ決まってしまうこととなり、国司の職は中小貴族がもっぱら就くものとなったのである。(⇒D)

●官人の給与の仕組み

条件文(1)にあるように、律令制度の下では位階・官職に応じた収入が国家によって与えられた(資料集に貴族の特権に関する資料として、位階に基づく国家からの収入を示した表が掲載されているだろう。そこには上級貴族だけではなく、六位から初位までの季禄についても記されている。少初位でも半年分で絁1匹、綿1屯、布2端、鍬5口が支給される。確認しておこう)。(⇒E)

しかし、律令税制に基づく国家財政の維持が困難になると、そもそも律令税制の収納物に依頼していた国家的給与は途絶えがちとならざるを得ない。9世紀に大宰府による公営田の経営や、それを手本とした中央政府の官田(元慶官田)の設定が行われるのはそれを反映している。中下級貴族は国家給与に依存しないで各自が収入を確保せざるを得なくなり、徴税請負人化した受領の職は垂涎的となるのである。(⇒F)

【解答のポイント】

- ①奈良時代は位階・官職に応じた収入を国家から給与
- ②国家財政の破たんにより、自力で収入を確保する必要
- ③家柄による昇進速度や限度の固定化
- ④国司の徴税請負人化
- ⑤中下級貴族は、人事権を持つ上級貴族に奉仕し、大きな収入が期待できる受領になる

解答例

奈良時代には貴族は位階・官職に応じて国家から収入を得た。しかし、やがて家柄による位階・官職の固定化が進み、国家財政の破たんにより国家による給付も崩れ、地方支配も国司に任国支配を委任し一定の貢納物を納めさせるように変化した。中下級貴族は、財を成し得る受領の地位を得ようと、人事権を持つ摂関家など上級貴族の家司や侍として仕え、職務や財物の上納を通じて奉仕した。

(178字)